

令和元年6月28日

令和元年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画(以下、「計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

平成28年4月1日付けで、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターが統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)となった3年度目の契約状況を記載する。

(1) 機構における平成30年度の契約状況は、表1のとおりとなっており、契約件数は48件、契約金額は3.26億円である。そのうち、競争性のある契約は42件(87%)、3.09億円(95%)、競争性のない契約は6件(13%)、0.18億円(5%)となっている。

平成29年度と比較すると、競争入札等契約の件数は増加した(50%)ものの、金額は減少している(△52%)。件数の増加については、機器等の入替、既存年間契約の更新時期が到来したことや建物附属設備の故障等による改修契約が例年よりも多かったことによるものである。金額の減少については、平成30年度には億を超える高額契約がなかったことによるものである。企画競争・公募については、昨年度と同じ内容の3件で金額についても変動はなかった。

競争性のない随意契約については、件数・金額ともに増加している(件数は50%、金額は125%)。これは既存契約との関係や特定の技術等を有する者以外では実施できない案件が生じたこと及び建物附属設備が故障したことによる改修・修繕契約が生じたためであり、真にやむを得ないもの以外は、競争入札に移行している。

表1 平成30年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	件数	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79%) 26	(96%) 6.02	(81%) 39	(88%) 2.87	(50%) 13	(△52%) △3.15
企画競争・公募	(9%) 3	(3%) 0.22	(6%) 3	(7%) 0.22	(-) 0	(-) 0
競争性のある契約(小計)	(88%) 29	(99%) 6.24	(87%) 42	(95%) 3.09	(45%) 13	(△50%) △3.15
競争性のない随意契約	(12%) 4	(1%) 0.08	(13%) 6	(5%) 0.18	(50%) 2	(125%) 0.1
合計	(100%) 33	(100%) 6.32	(100%) 48	(100%) 3.26	(45%) 15	(△48%) △3.06

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(2) 機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりとなっており、契約件数は 20 件となり、平成 29 年度と比較すると、9 件(82%)増加したものの、契約金額は 0.03 億円(2%)の増であった。

件数の増加については、既存のシステムやソフトウェアに係る契約や既存年間契約の更新など、仕様の特殊性により複数者入札に至らない案件が多くなったことが主な要因である。

一方で、増加件数に対し、金額の増加が小幅にとどまった主な要因は、平成 24 年度に調達した大学ポートレートシステムの運用を平成 30 年度末で終了したため、同システムの運用・保守業務(年間 0.9 億円)の契約がなくなったことが挙げられる。

なお、平成 31 年 4 月からは新たな大学ポートレートシステムが稼働している。

表 2 平成 30 年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
2者以上	件数	18 (62 %)	22 (52 %)	4 (22 %)
	金額	4.61 (74 %)	1.44 (47 %)	△3.17 (△69 %)
1者以下	件数	11 (38 %)	20 (48 %)	9 (82 %)
	金額	1.62 (26 %)	1.65 (53 %)	0.03 (2 %)
合 計	件数	29 (100 %)	42 (100 %)	13 (45 %)
	金額	6.24 (100 %)	3.09 (100 %)	△3.15 (△50 %)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性を確保するため、契約時期を早めるなどして、引き続き状況改善に向けた取組を行っていくものとする。

令和元年度においては、下記の 2 項目について重点的に取り組むものとする。

○複数年契約による調達事務の合理化について

単年度単位で契約を行っているもののうち、毎年度発生する業務であり、機構の事業を実施する上で必要不可欠な事案を調査し、複数年度単位で契約を行うことにより、調達事務の合理化を図るものとする。【複数年契約の締結状況】

平成 30 年度は新規に 3 件(更新を含めて 13 件)の複数年契約を締結した。そのうち、主な複数年契約が表 3 の 5 件である。新規に複数年契約を行った当機構の公式ウェブサイト保守業務、宅配便集荷・運送業務及び更新等で 1,100 千円の削減を図ることができた。

令和元年度においては、人事給与システム保守、基幹システム運用保守サポート業務、小平本館清掃業務等(現行の契約がそれぞれ 2 年 3 月で満了)の契約更新を予定している。それ以外の契約についても複数年契約の可能性を調査し、可能なものは実現を図るものとする。

表3 平成 30 年度の主な複数年契約状況

契約件名	契約期間
トイレ防臭用機器賃貸借	5年
小平本館～竹橋オフィス間通信回線	3年
情報システム管理運用業務	2年
大学改革支援・学位授与機構公式ウェブサイト保守業務	2年
宅配便の集荷・運送業務 一式	2年

○競争性を確保するための対応について

公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、契約時期を早め準備期間を長くする以外にも、規定よりも公告期間を長目に設定する、入札参加見込者への入札参加の直接呼び掛け、新規業者の調査等を行うものとする。【点検状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 発注・契約権限の明文化及び検収の徹底

発注などの契約事務を行う職員については、会計規則第 16 条及び契約事務等取扱細則第 2 条により明文化し、契約担当部署以外では発注できない仕組みとしている。

検収についても、会計規則第 21 条第 3 項により検査を行う者を定めている。また、検査職員が検査を行った後、購入依頼部署においても書面照合及び現物確認する体制としている。

この取扱いを適正に行い、現場発注や検査漏れが無いように努めるとともに、締結状況について、随時、理事直轄の監査室の点検を受ける。【点検状況】

(2) 随意契約に関する法人内部におけるチェック機能の確保

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、理事直轄の監査室に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の契約の可否の観点から点検を受ける。【点検状況】

(3) 調達担当者に対し、調達に関する研修の実施

新規採用教職員に対する研修において、調達に関する説明を行っている。また、機構内の教職員向けに事務手続きをまとめた冊子や掲示板等にも物品購入に関する注意事項を記載し、不祥事案が起らないように意識向上に努めている。また、契約手続きに携わる職員を対象に研修を行うことで資質向上を図っており、引き続きこの取組を行うものとする。

他機関における不正防止に関する取組や過去に取引停止に至った事例等については、契約係が主体となって確認・検証する。【取組状況・検証実施状況】

(4) 総合評価落札方式契約の締結

会計検査院法第 30 条の 2 の規程に基づく報告「独立行政法人における民間委託の状況について」(平成 28 年 9 月公表)内で、総合評価落札方式の導入拡大に向けた取組が報告されている。

機構としても、平成 29 年度以降、研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素を伴うものに対し、基準額未満でも総合評価落札方式を実施しており、令和元年度も引き続き行っていくものとする。【取組状況・検証実施状況】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 会計課長、会計課課長補佐、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び自己評価結果等については、機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。